

## « 豊田市議会議員政治倫理条例（案）に対する意見等の提出結果について »

### ● 5通・10件（あいち簡易電子受付サービス2通、電子メール2通、FAX1通）

| No. | 項目     | ご意見等の概要   | ご意見等に対する考え方   |
|-----|--------|---|---|
| 1   | 議員の責務  | 第2条第1項の議員の責務は、「まちづくり基本条例」、「議会基本条例」と整合を図られているのか若干疑問を感じる。また、「全体の奉仕者」は一般的には、執行者を意識させるのではないかと思う。議員の倫理の規範を定める際の議員の責務の表現は、最高規範の議会基本条例の規定を準用することが望ましいのではないかと思う。また、「役割と責任を自覚する」とする「役割」、「責任」は何を示しているのか。この条例でいう全体の奉仕者なのか、「地方自治法」および「まちづくり基本条例」、「議会基本条例」で示す議員の役割なのか、判別がつきにくい感じがする。         | この条例は、議会基本条例第7章第19条「議員の政治倫理」に基づき作成しています。議員の責務については、まちづくり基本条例や議会基本条例で掲げた議員の責務と方向性は同じであり、議員の政治倫理として、より思いをこめた内容にしたいと考えています。  |
| 2   | 市民の責務  | 第2条第3項の市民の責務について、まちづくり基本条例の規定と整合を図ることが、現在の市の条例体系では求められている。  | 市民の責務についても、まちづくり基本条例で掲げた市民の責務と方向性は同じであり、政治倫理として、より具現化した内容で規定しています。  |
| 3   | 政治倫理基準 | 第3条について、第1項は、「市民全体の奉仕者」とあるが、最高規範の議会基本条例がすでに存在し、議員の責務が規定されているのであるから「市民の代表としてふさわしい活動をする議員」で、よいのではないかと思う。また、各号に「不正」とあるが、例えば、第2号の不正は何をもって不正となるのかわかりにくいと思う。法令遵守推進条例などの規定と整合を図る必要があるのではないかと思う。また、第4号は、不正でなければ、職員採用に働き掛けをしていいという解釈が可能となってしまう。したがって、この条例の主旨からしてこの号の「不正」は削除することが望ましいと思う。 | 「市民全体の奉仕者」は、第2条と重複することもあり削除します。<br>また、議会は市が適正な事業の執行を行っているかどうか、市政を監視する機関としての機能を有しています。政策提言など公正な職務執行に資する働きかけは、監視機関として必要な行為と考えますので、「不正」という表現をやめ、「公正を害する」等の表現とします。豊田市法令遵守推進条例にも同様な表現が使われています。 |

| No. | 項目   | ご意見等の概要  | ご意見等に対する考え方   |
|-----|------|--|---|
| 4   | 審査請求 | <p>議員特権により執行部への働きかけや口利き、斡旋を行い、市民個人や関係者から金品を要求するなどの事実行為があった場合に、調査請求である有権者の100分の1の連署を得る行動など、個人的には難しいので相談員（市民窓口）などで、気軽に相談できるような窓口を設けてほしい。もしくは、証拠となる資料があり複数人の申し立てがあれば、直接審査会へ相談出来るように、調査請求の枠を大きく隅々までいきわたるよう検討してほしい。</p> | <p>地方自治法において、議員の解職請求は有権者総数の3分の1以上、条例の制定改廃、監査請求については、50分の1以上の連署で請求することと定めています。この条例では、そこまでの規定は設けず、先進自治体調査等を踏まえ、100分の1以上の連署で審査を開始することとしています。</p> |
| 5   |      | <p>調査や審査が、議員同士の身内のものにならない様、市民を積極的に参加させるため、門戸を広げることが必要。については次のような条例（案）とする。</p> <p>第4条 100分の1以上を → 1000分の1以上を<br/>議員定数の12分の1以上 → 議員1人以上</p>  | <p>また、議員については、地方自治法で定めた議会の意思決定を求める、議員の議案提出権の要件である議員定数の12分の1以上としています。</p>  |
| 6   |      | <p>調査の請求は、100分の1以上の署名があるが、街頭などで全く内容の知らない市民から3000の連署をとるのは、時間、労力も大変なことであるので、たとえ市民一人の意見でも政治倫理基準に違反する疑いのある証する書類（もの）があれば良いと改正しなければ、きれいな政治、透明性のある政治とはいえないのではないか。次の項の審査会調査で検討・調査がされればよい。</p>                              |   |
| 7   |      | <p>市民の責務が強調されるということは、その責務とバランスのとられた市民の「権利」が存在する必要がある。</p> <p>そうした時に、第4条の調査の請求について、「自らも市政を担い、公共の利益を実現する責任を負う」強い倫理観を持った市民の権利が、有権者の100分の1以上の連署でもって行う請求であることが、妥当かどうかの判断になると思う。</p>                                     |   |

| No. | 項目  | ご意見等の概要  | ご意見等に対する考え方  |
|-----|-----|--|--|
| 8   | 審査会 | 議会基本条例における政治倫理基準を制定することは、大変良いことであり賛成。審査会の設置に関して透明性の観点から審査会の委員には市民の参画も必要ではないかと思う。また、審査会は、公開を原則とし別に例外を定めるべきではないかと思う。   | 審査会には迅速な対応が要求されると考えています。時間が経過すればするほど、関係者の記憶も薄くなり、証拠となる書類等もなくなる可能性が高くなります。ご意見いただいた、市民の参画についても特別委員会において検討しましたが、公募を行うと一定の周知期間や選考期間などが必要となり、事案が発生して設置する審査会において、対応は難しいと考えました。 |
| 9   |     | 調査や審査が、議員同士の身内のものにならない様、市民を積極的に参加させるため、門戸を広げることが必要。については次のような条例（案）とする。<br>第5条の3<br>（1）学識経験者 2人 → 学識経験者など8人（うち市民公募4人）<br>（2）議員8人以内 → 2人以内<br>第7条として審査会は公開とする。<br>市民から信頼される審査会とする事が大事。 | なお、審査会は原則公開とし、傍聴等について規則で定めることとします。   |
| 10  |     | 審査会の委員は、一般市民などを入れて透明性のある市民の目線から見る政治も考えなければいけない。  |  |